

那須塩原市成年後見制度利用促進基本計画



那須塩原市
令和4年3月

目 次

成年後見制度利用促進基本計画策定に当たって

1	成年後見制度とは	1
2	基本計画策定の背景	1
3	基本計画の目的	2
4	基本計画の概要	2
	(1) 基本計画の位置づけ	2
	(2) 基本計画の期間	3
	(3) 基本計画策定のための取組と体制	3
5	成年後見制度利用に関する現状と課題	4
	(1) 高齢化の現状と将来推計	4
	(2) 障害者の現状	7
	(3) 成年後見制度の認知度	9
	(4) 那須塩原市における成年後見等市長申立て等の状況	13
	(5) 那須塩原市における成年後見等申立ての状況	13
	(6) 那須塩原市における課題	14
6	成年後見制度利用促進に当たっての目標と基本的な考え方	15
	(1) 基本方針と基本目標	15
	(2) 体制整備を進める上での4つのキーワード	16
	①権利擁護支援の地域連携ネットワーク	16
	②チーム	16
	③協議会	16
	④中核機関	17
	(3) 基本的な考え方	17
	①地域連携ネットワークの3つの役割	17
	ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援	17
	イ) 早期段階からの相談窓口体制の整備	17

ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用 に資する支援体制の構築	17
②地域連携ネットワークの基本的仕組み	18
ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応	18
イ) 「協議会」の体制づくり	18
③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性	18
④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等	19
ア) 広報機能	19
イ) 相談機能	19
ウ) 成年後見制度利用促進機能	20
エ) 成年後見人等支援機能	21
オ) 不正防止効果	21
⑤中核機関の設置・運営形態	21
ア) 設置の区域	21
イ) 設置の主体	21
ウ) 運営の主体	21
7 成年後見制度利用支援事業の実施	22
8 那須塩原市における成年後見制度利用促進に向けた体制整備	23

＝資料編＝

資料1 主な用語等解説	24
資料2 成年後見制度の利用の促進に関する法律	28
資料3 那須塩原市地域包括ケア推進会議委員名簿	33

成年後見制度利用促進基本計画策定に当たって

1 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神上的障害等により、判断能力が十分でない方の権利を守り、その人の望む生活や財産を法律的に保護するための制度です。

判断能力が十分でない方は、不動産や預貯金等の財産を管理することのほか、介護・障害者福祉サービスの利用時や施設入所時の契約を自分自身で行うことが難しい状況にあります。

また、自分に不利益な契約に対しても、よく判断できず契約を結んでしまい、消費者被害に遭ってしまうおそれもあります。

このように判断能力が十分でない方を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理や契約行為等の支援を行います。

例えば、次のような場合に、判断能力が十分でない方を成年後見人等が支援します。

- 入院費に充てるため、定期預金の解約や不動産の処分をしたい
- 知的障害、精神上的障害等を持つ子どもの暮らしを守りたい
- 福祉施設や福祉サービスの利用契約をしてもらいたい
- 悪徳商法や詐欺の被害から守りたい
- 子どもや他人が勝手にお金を使っている 等

2 基本計画策定の背景

本市では、地域福祉の充実を図ることで、人と人がつながりを深め、相互に助け合い、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を続けられるまちづくりをめざしています。

今後、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者、親亡き後の支援が必要な障害者等の増加が見込まれる中、成年後見制度の必要性はより一層高まっていくと考えられます。判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けていくことができるよう、成年後見制度の利用を促進するための基本計画を策定します。

3 基本計画の目的

本計画は、平成 28 年 5 月 13 日に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進するため策定するものです。

4 基本計画の概要

(1) 基本計画の位置づけ

促進法第 14 条第 1 項において、市町村は国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）」抜粋

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

なお、本計画は、関連計画である次の計画との整合、連携を図りながら策定しています。

- ・第2次那須塩原市総合計画前期基本計画
- ・第3期那須塩原市地域福祉計画
- ・第8期那須塩原市高齢者福祉計画
- ・第3期那須塩原市障害者計画
- ・第6期那須塩原市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画
- ・その他関連計画

(2) 基本計画の期間

今回策定する基本計画の期間は令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間です。

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
総合計画	第2次前期計画		次期計画							
地域福祉計画	第3期計画		次期計画							
高齢者福祉計画		第8期計画		次期計画						
障害者計画	第3期計画			次期計画						
障害福祉計画・ 障害児福祉計画		第6期・第2期		次期計画						
成年後見制度 利用促進基本計画			第1期計画				次期計画			

(3) 基本計画策定のための取組と体制

本市では、学識経験者、医療・福祉関係者、権利擁護関係者、市民の代表者等が委員となっている「那須塩原市地域包括ケア推進会議」を主体として、権利擁護に携わる三士会（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）、家庭裁判所、地域包括支援センター、社会福祉協議会、その他関係機関等と連携し、計画策定に係る審議を行いました。

また、令和3年11月から12月まで、市民意見募集（パブリックコメント）を実施して幅広い意見を聴取し、その反映に努めました。

5 成年後見制度利用に関する現状と課題

(1) 高齢化の現状と将来推計



【全国における高齢化の現状と将来推計】

令和2（2020）年10月1日現在の日本の総人口は1億2,571万人で、このうち、65歳以上の高齢者人口は3,619万人（高齢化率28.8%）でした。

今後、全国の65歳以上の高齢者人口は、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7（2025）年には3,677万人（高齢化率30.0%）に、高齢者人口がピークを迎えるとされる令和22（2040）年には3,920万人（高齢化率35.3%）に達すると見込まれています。

【那須塩原市における高齢化の現状と将来推計】

本市の令和2（2020）年10月1日現在における総人口は117,235人で、ここ数年減少傾向にあります。

将来推計を見ると、今後も人口減少が進み、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年には115,033人、さらに、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年には103,623人になると予測されます。

なお、高齢化率について見ると、令和2年（2020）年は27.5%でしたが、令和7（2025）年には29.7%となり、さらに令和22（2040）年には37.6%になると推計され、人口の3人に1人が高齢者となる時代が到来すると予測されます。（表1）

那須塩原市の総人口及び高齢者人口・高齢化率等（表1）

単位：人（人口）、%（構成比）

区分	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
総人口	117,726	117,509	117,235	116,886	116,515	116,066	115,033	103,623
0～14歳	15,408	15,075	14,673	14,434	14,150	13,865	13,233	9,461
15～64歳	71,529	70,982	70,331	69,644	69,077	68,630	67,621	55,207
65～74歳（前期高齢者）	16,724	16,946	17,386	17,832	17,501	16,856	15,796	16,312
75歳以上（後期高齢者）	14,065	14,506	14,845	14,976	15,787	16,715	18,383	22,643
高齢者人口（総数）	30,789	31,452	32,231	32,808	33,288	33,571	34,179	38,955
高齢化率	26.2	26.8	27.5	28.1	28.6	28.9	29.7	37.6
前期高齢者	14.2	14.4	14.8	15.3	15.0	14.5	13.7	15.7
後期高齢者	11.9	12.3	12.7	12.8	13.5	14.4	16.0	21.9

資料 第8期那須塩原市高齢者福祉計画

【那須塩原市における高齢者世帯の状況】

本市の高齢者世帯の状況を見ると、一般世帯数に対する高齢者のいる世帯の割合は、平成12（2000）年は29.5%でしたが、その後年々増加して、令和2（2020）年には44.2%となっています。

高齢者のいる世帯の割合が増加していることに伴って、高齢者の一人暮らし世帯も同様に増えており、平成12（2000）年は4.0%でしたが、令和2（2020）年には9.5%となっています。

夫婦ともに65歳以上の高齢夫婦のみの世帯の割合は、高齢者のいる世帯、一人暮らし世帯の割合同様に増加しており、平成12（2000）年は3.9%でしたが、令和2（2020）年には10.2%となっています。（表2）

那須塩原市の高齢者世帯の状況（表2）

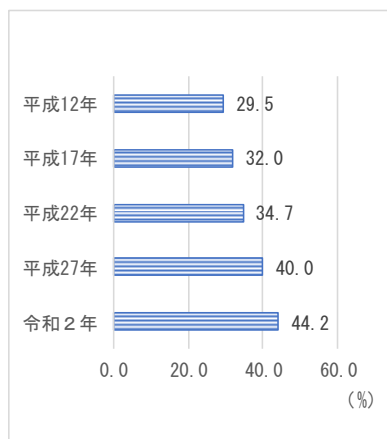
単位：世帯（世帯数）、%（割合）

年度	一般世帯数	65歳以上世帯員のいる一般世帯 (高齢者のいる世帯)		一人暮らし65歳以上世帯		夫婦ともに65歳以上の 高齢夫婦世帯	
		世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
平成12年度 (2000)	37,093	10,930	29.5	1,499	4.0	1,433	3.9
平成17年度 (2005)	40,826	13,079	32.0	2,143	5.2	2,023	5.0
平成22年度 (2010)	44,545	15,442	34.7	2,870	6.4	2,779	6.2
平成27年度 (2015)	45,540	18,198	40.0	3,767	8.3	3,800	8.3
令和2年度 (2020)	50,415	22,286	44.2	4,808	9.5	5,162	10.2

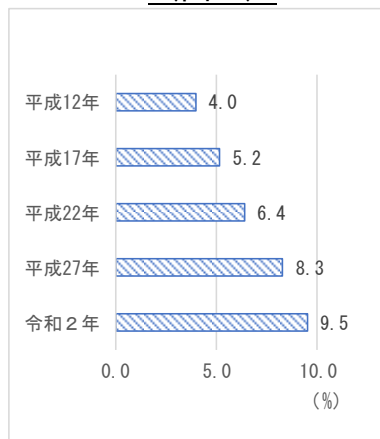
資料 第8期那須塩原市高齢者福祉計画

(注) 各年10月1日現在の数値です。なお、平成12（2000）年は合併前の黒磯市・西那須野町・塩原町の合計です。

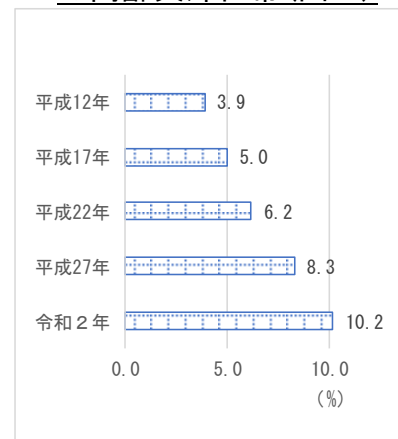
高齢者のいる世帯（図1）



一人暮らし65歳以上世帯
(図2)



夫婦ともに65歳以上の
高齢夫婦世帯(図3)



【那須塩原市における認知症高齢者数の推移】

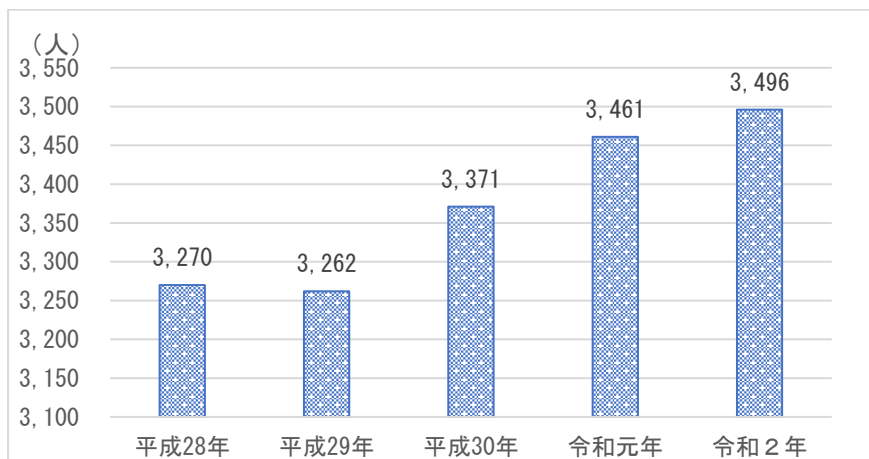
那須塩原市の高齢者人口・認知症高齢者数（表3）

（人）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
高齢者人口 (65歳以上)	28,951	29,940	30,789	31,452	32,231
認知症高齢者数	3,270	3,262	3,371	3,461	3,496

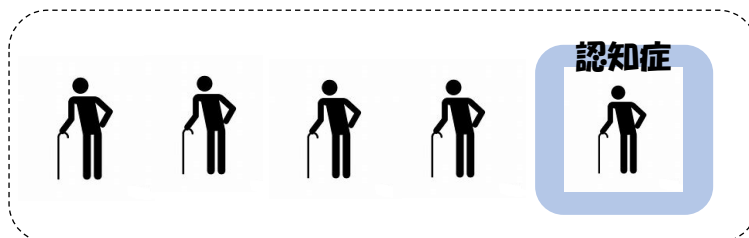
資料 高齢者人口は第8期高齢者福祉計画、認知症高齢者数は介護支援システムから市独自推計
 (注) 各年10月1日現在の数値です。

那須塩原市の認知症高齢者数の推移（図4）



令和7(2025)年には高齢者の5人に1人が認知症の時代へ

全国の認知症高齢者数と有病率についての将来推計を見ると、平成24(2012)年は認知症高齢者数が462万人で、高齢者の約7人に1人(有病率=15.0%)となっていますが、令和7年(2025)年には700万人を超え、約5人に1人になるとの推計が示されています。



那須塩原市ブランドキャラクター
 「みるひい」と認知症サポーター
 キャラバンマスコット「ロバ隊長」

(2) 障害者の現状

【全国における障害者の現状】

内閣府の「令和2年版 障害者白書」によると、全国における障害者手帳所持者のうち、知的障害者（知的障害児を含む。以下同じ）は109万4千人、精神障害者は419万3千人となっています。

これを人口千人当たりの人数で見ると、知的障害者は9人、精神障害者は33人となり、複数の障害を併せ持つ方もいるため、単純な合計にはならないものの全国のおよそ7.6%（注）の方が何らかの障害を有していることとなります。

（注）身体障害者（身体障害児を含む）436万人を含めて算出した数値です。

【那須塩原市における障害者の現状】

①療育手帳交付状況

本市の令和2年4月1日現在における療育手帳交付者数は998人で、5年前の平成27年の交付者数856人と比べて142人（16.6%）増加しています。

なお、令和2年の総人口（115,839人）に対する手帳交付者数の割合は、0.9%となっています。

令和2年の程度別では、A1（最重度）、A2（重度）及びA（最重度及び重度）の小計が349人、B1（中度）、B2（軽度）及びB（中度及び軽度）の小計が649人となっており、中軽度が手帳交付者全体の65%以上を占めています。（表4）

那須塩原市の療育手帳交付者数の推移（表4）

単位：人

区分	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	
障害 程度	A1（最重度）	116	126	128	132	138	140	141	140	146
	A2（重度）	179	182	190	193	195	194	196	193	202
	A	3	3	2	2	2	2	2	1	1
	小計	298	311	320	327	335	336	339	334	349
	B1（中度）	246	255	259	269	273	281	285	287	286
	B2（軽度）	196	218	233	257	283	297	322	332	362
	B	3	3	3	3	3	3	3	1	1
	小計	445	476	495	529	559	581	610	620	649
合計	743	787	815	856	894	917	949	954	998	

資料 第6期那須塩原市障害福祉計画・第2期那須塩原市障害児福祉計画

（注）各年4月1日現在の交付者数です。

②精神障害者保健福祉手帳交付状況

本市の令和2年4月1日現在における精神障害者保健福祉手帳交付者数は787人で、5年前の平成27年の交付者数524人と比べて263人(50.2%)増加しています。

令和2年の等級別では、2級が492人で最も多く、手帳交付者全体の62.5%以上を占めています。(表5)

那須塩原市の精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移(表5)

単位：人

区分	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
障害 程度	1級	54	99	81	102	118	133	149	168
	2級	219	254	290	323	354	380	417	492
	3級	68	81	91	99	104	100	110	127
合計	341	434	462	524	576	613	676	725	787

資料 第6期那須塩原市障害福祉計画・第2期那須塩原市障害児福祉計画
(注) 各年4月1日現在の交付者数です。

また、本市の令和2年4月1日現在における自立支援医療(精神通院医療費公費負担)制度の利用者数は1,434人で、そのうち精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているのは54.9%でした。(表6)

那須塩原市の自立支援医療費(精神通院医療)受給者数の推移(表6)

単位：人

年度	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
受給者数	942	1,018	1,066	1,122	1,205	1,242	1,319	1,365	1,434

資料 第6期那須塩原市障害福祉計画・第2期那須塩原市障害児福祉計画
(注) 各年4月1日現在の受給者数です。



(3) 成年後見制度の認知度

本市では、以下の福祉計画策定時の基礎資料とするため、実態把握を目的としてニーズ調査を実施しており、その中で「成年後見制度の認知度」に係る事項について調査しています。

なお、その結果については、本計画策定に当たっての参考資料としています。

	計画の名称	ニーズ調査の名称	調査内容	本計画掲載ページ
1	第8期高齢者福祉計画	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	○今後の財産管理や日常生活上での契約に対して、心配や不安はありますか	P10
			○財産などの管理を、代理の人が支援する成年後見制度を知っていますか	P11
2	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画	障害者福祉に関するニーズ調査	○成年後見制度について知っていますか	P12

介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果より①

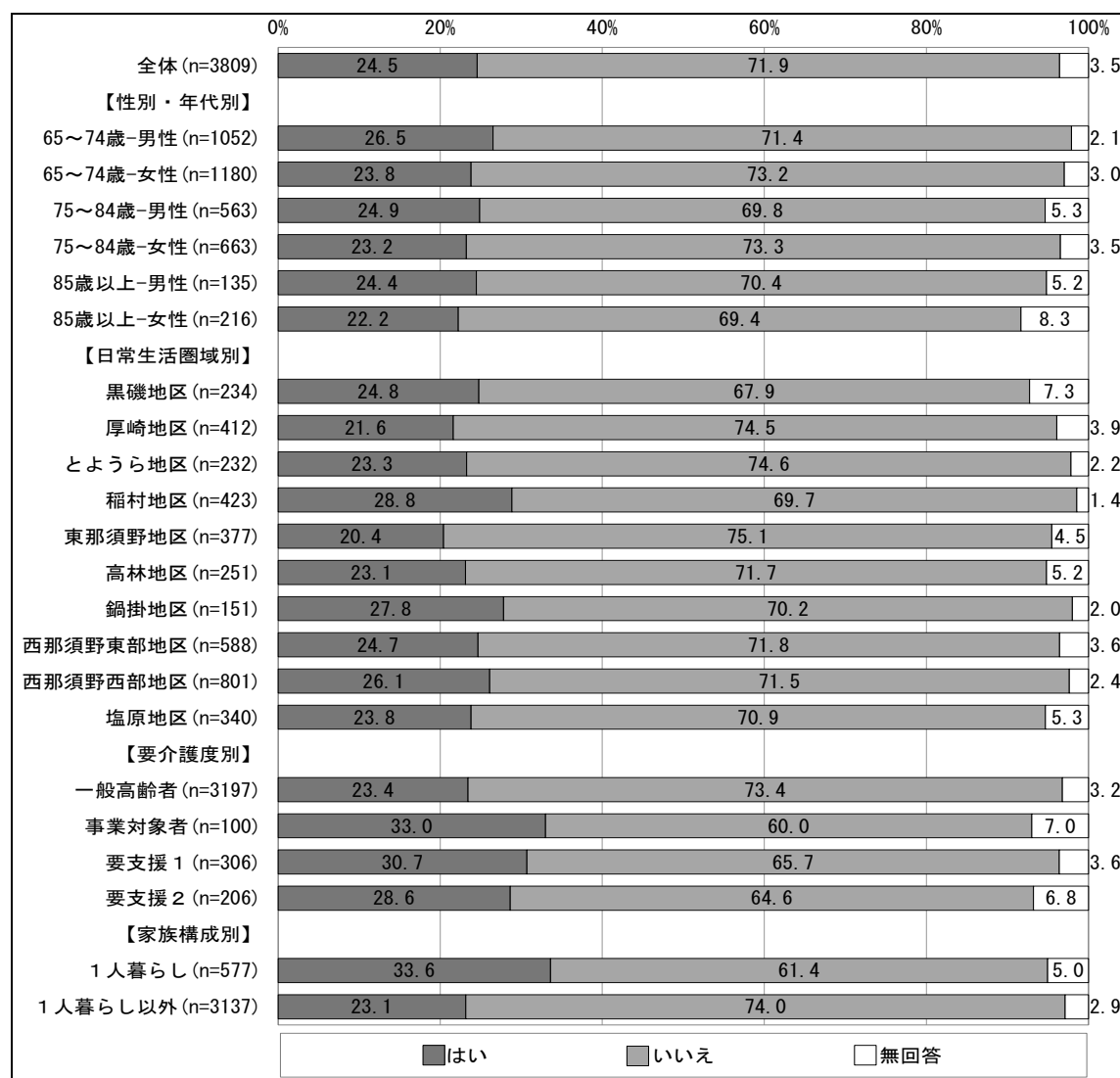
質問 今後の財産管理や日常生活上での契約に対して、心配や不安はありますか

全体では、「はい」が24.5%、「いいえ」が71.9%となっています。

性別・年代別では「はい」は、年代が上がるほど低くなる傾向があります。また、いずれの年代でも男性が女性を上回っています。

家族構成別では「はい」は「一人暮らし」が33.6%であり、「一人暮らし以外」の23.1%と比べて10.5%高くなっています。

選択肢	回答数	構成比(%)
1 はい	935	24.5
2 いいえ	2,739	71.9
無回答	135	3.5
全体	3,809	100.0



介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より②

質問 財産などの管理を、代理の人が支援する成年後見制度を知っていますか

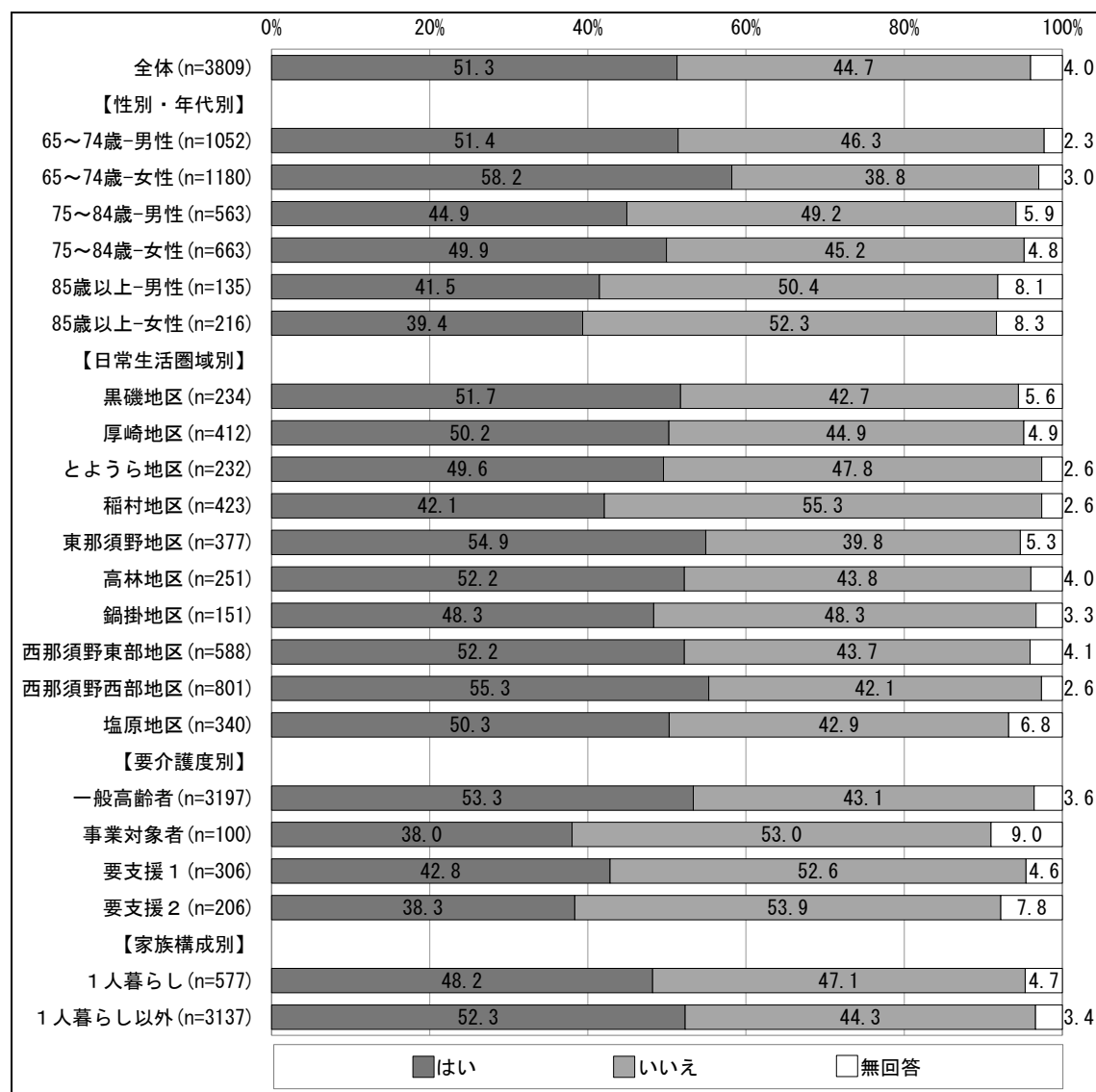
全体では、「はい」が51.3%、「いいえ」が44.7%となっています。認知度は約5割です。

性別・年代別では、男女とも年代が上がるほど認知度が低くなる傾向があります。

日常生活圏域別では、西那須野西部地区で認知度が最も高くなっています。

家族構成別では、「一人暮らし」の認知度が48.2%であり、「一人暮らし以外」の52.3%と比べて低くなっています。

選択肢	回答数	構成比(%)
1 はい	1,953	51.3
2 いいえ	1,703	44.7
無回答	153	4.0
全体	3,809	100.0

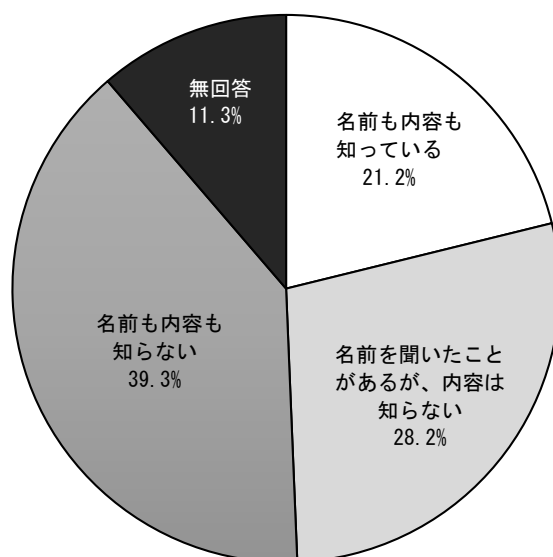


障害者福祉に関するニーズ調査結果より

質問 成年後見制度について知っていますか

成年後見制度について知っているかどうかは、「名前も内容も知っている」が21.2%（292人）、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が28.2%（389人）、「名前も内容も知らない」が39.3%（543人）となっています。

選択項目	人数	構成比
名前も内容も知っている	292人	21.2%
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	389人	28.2%
名前も内容も知らない	543人	39.3%
無回答	156人	11.3%



各種ニーズ調査の結果から

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で、成年後見制度を知っているかどうかについて尋ねたところ、44.7%が「いいえ」と答えています。

また、障害者福祉に関するニーズ調査では、成年後見制度を知っているかどうかの質問に対して、39.3%が「名前も内容も知らない」と答えており、制度が十分浸透していないことがうかがえます。

(4) 那須塩原市における成年後見等市長申立て等の状況

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
【高齢者】65歳以上			
高齢者人口（10月1日現在）	30,789人	31,452人	32,231人
認知症高齢者数（10月1日現在）	3,371人	3,461人	3,496人
成年後見等市長申立て※1件数	2件	1件	7件
成年後見等市長申立て相談件数	3件	2件	14件
成年後見等報酬助成件数	3件	1件	4件
地域包括支援センター 成年後見等申立て支援件数	7件	7件	12件
【障害者】			
成年後見等市長申立て件数	3件	0件	3件
成年後見等市長申立て相談件数	2件	3件	2件
成年後見等報酬助成件数	1件	1件	1件
【日常生活自立支援事業※2】			
日常生活自立支援事業（あすてらす） 利用者数	161人	149人	150人
日常生活自立支援事業から成年後見 制度への移行者数	4件	4件	7件

(5) 那須塩原市における成年後見等申立ての状況

	法定後見			任意後見
	後見	保佐	補助	
平成28年度 (2016年度)	10件	4件	2件	0件
平成29年度 (2017年度)	13件	9件	0件	0件
平成30年度 (2018年度)	27件	4件	0件	0件
令和元年度 (2019年度)	13件	5件	0件	0件
令和2年度 (2020年度)	20件	8件	3件	1件

資料 宇都宮家庭裁判所統計資料

（注）宇都宮家庭裁判所大田原支部における後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任の申立てのうち、令和3年11月18日現在で本人の住民票上の住所が那須塩原市と届けられているもので、各年4月1日から翌年3月31日までに申立てのあった件数を集計していますが、その数値は家庭裁判所の統計に基づく概数であり、今後の集計整理により訂正が生じることがあります。なお、法定後見（後見・保佐・補助）、任意後見の用語説明については、P17、P24～P25を参照してください。

※1 市長申立て：成年後見制度利用のための家庭裁判所への審判申立人がいない場合に市長が申立人になることです。（P22 参照）

※2 日常生活自立支援事業：判断能力が十分でない方が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスです。（P20、P26 参照）

(6) 那須塩原市における課題



成年後見制度が十分浸透していない

各種ニーズ調査の結果（P10～P12）から分かるとおり、市民等に成年後見制度が十分浸透していない状況であり、制度に関する周知・啓発を強化していく必要があります。

成年後見人等及び本人への支援体制づくりが進んでいない

成年後見人等や本人を孤立させず、安心して制度を利用してもらうためには、身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が加わって「チーム※3」を形成し、支援をしていくことが重要です。

しかし、「チーム」のメンバーとなる関係者に対し、「チーム」形成の仕組みや考え方を明確に示していないため、情報共有がなされておらず、統一的な体制整備が進んでいません。

また、法律、福祉の専門職団体や関係機関が連携して「チーム」をサポートする仕組みができていないため、その支援体制づくりを進める必要があります。

「地域連携ネットワーク」と「中核機関」の整備が進んでいない

本市では、権利擁護支援※4の「地域連携ネットワーク※5」と、ネットワーク機能のコーディネートを担う「中核機関※6」が未整備となっています。今後、制度の利用を促進していくために、これらを整備していく必要があります。

※3 チーム：権利擁護支援が必要な人の状況に応じて、後見等開始前は身近な親族、福祉・医療・地域関係者が、後見等開始後はこれに成年後見人等が加わり、協力して本人の日常生活を見守り、状況を把握して、必要な対応を行う仕組みのことです。（P16参照）

※4 権利擁護支援：認知症や知的障害、精神障害等により、判断能力が十分でない方の権利を代弁し、安心して生活できるよう支援することです。判断能力が十分でない方が、「ふつう（地域生活）」に、「自分らしく（自立生活）」、「みんなと暮らす（社会生活）」当たり前の生活を送ることができるよう守ることです。

※5 地域連携ネットワーク：必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援等が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげるための地域連携の仕組みのことです。（P16参照）

※6 中核機関：法律、福祉等の専門職による専門的助言の支援確保や協議会の事務局等、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。（P17参照）

6 成年後見制度利用促進に当たっての目標と基本的な考え方

(1) 基本方針と基本目標

《基本方針》

認知症になっても、知的障害や精神上的の障害等があっても、生涯を通じて本人の意思が尊重され、安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます。

《基本目標》

成年後見制度を必要としている人が利用できるよう、次の3つの基本目標を掲げます。

- ①成年後見制度の周知・啓発の強化を図ります。
- ②各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる「地域連携ネットワーク」の体制整備を進めます。
- ③「地域連携ネットワーク」が十分機能するよう、コーディネート役を担う中核機関の整備を進めます。



(2) 体制整備を進める上での4つのキーワード

権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制と中核機関の整備を進めていく上で、次の4つがキーワードとなりますので、まずその主な意味について説明します。

①権利擁護支援の地域連携ネットワーク

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、全国どの地域においても、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげるための地域連携の仕組みのことです。

【地域連携ネットワーク体制整備のポイント】

- ・成年後見制度に関する市内の問合せ窓口がどこなのかを明確にする。
- ・権利擁護支援が必要な人を発見し、その後窓口相談、専門的な相談対応へとつなぐ連携の流れを明確にする。
- ・相談窓口や連携の流れについて、市民や関係機関に周知する。

②チーム

チームとは、権利擁護支援が必要な人の状況に応じ、後見等開始前は身近な親族、福祉・医療・地域関係者が、後見等開始後はこれに成年後見人等が加わり、協力して本人の日常生活を見守り、状況を把握して必要な対応を行う仕組みのことです。

できる限り既存の支援の仕組み（介護保険や障害福祉のサービス担当者会議等）を活用することが求められています。

【メンバー例】 家族・親族、主治医、介護支援専門員、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、社会福祉施設、医療機関、認知症初期集中支援チーム、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、近隣住民、ボランティア、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等、必要に応じて構成されます。

③協議会

協議会とは、後見等開始の前後を問わず、チームに対して、法律、福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行う体制づくりを進める組織のことで、地域課題の検討、調整等に取り組み、中核機関が事務局機能を担います。

④中核機関

中核機関とは、専門職による専門的助言の支援確保や協議会の事務局、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。

様々なケースに対応できる法律、福祉の専門知識や、幅広い関係者との関係を維持発展させ、円滑に協力を得るノウハウを段階的に蓄積しつつ、地域における連携、対応強化を継続的に推進していく役割を担うことが求められています。

(3) 基本的な考え方

①地域連携ネットワークの3つの役割

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず、必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

イ) 早期段階からの相談窓口体制の整備

早期段階から、成年後見制度（任意後見※7、後見※8・保佐※9・補助※10）の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口体制を整備します。

ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態、生活の状況を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

※7 任意後見：本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に代理権を与える契約を結んでおく制度です。（P24参照）

※8 後見：判断能力がほとんどなくなってしまった人に適用されるもので、家庭裁判所に選ばれた「成年後見人」が「成年被後見人（本人）」を法的に支援、保護します。（P24～P25 参照）

※9 保佐：判断能力が著しく低下してしまった人に適用されるもので、対象者は、日常的な事柄は一人でできても、不動産取引等の重要な法律行為を一人で行うのは不安があるような人です。重要な法律行為を保佐人が法的に支援することによって、本人を保護することを重視しています。仮に、被保佐人（本人）が保佐人の同意なしに単独で契約等を行った場合でも、後で取り消すことができます。（P24～P25 参照）

※10 補助：判断能力がある程度低下してしまった人に適用されるもので、「補助人」が「被補助人（本人）」を法的に支援します。対象者は、日常生活については特に問題ない場合が多いといえます。（P24～P25 参照）

②地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の2つの基本的仕組みを有するものとして構築を進めます。

ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人等が加わる形で「チーム」として関わる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人等と地域の関係者が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとします。具体的には、「地域ケア会議」や「担当者会議」、「自立支援協議会」等のケース会議のメンバーを「チーム」と位置づけ、権利擁護支援を行います。

イ) 「協議会」の体制づくり

後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針についての家庭裁判所との情報交換、調整に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、法律、福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。

具体的には、各種専門職団体、関係機関の協力、連携強化を図るための協議会を中核機関とは別に設置し、「チーム」をバックアップする体制の整備を図ります。

③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性

地域連携ネットワークを整備し、協議会を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられます。中核機関には様々なケースに対応できる法律、福祉の専門知識や、地域の専門職から円滑に協力を得るノウハウが蓄積され、地域における連携、対応強化の推進役としての役割が期待されます。

④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

地域連携ネットワーク及び中核機関は、以下に掲げるア) からエ) までの4つの機能について、段階的、計画的に整備するとともに、オ) にも対応します。

ア) 広報機能 イ) 相談機能 ウ) 成年後見制度利用促進機能
エ) 成年後見人等支援機能 オ) 不正防止効果

なお、中核機関自らが担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担、調整します。

既存の地域包括ケアや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体の既存資源を十分活用するとともに、今後、成年後見制度に関する普及・啓発活動、人材育成等を担う体制の構築を進め、地域連携ネットワークや中核機関の機能については柔軟に実施、整備していきます。

ア) 広報機能

地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域等の関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、声を挙げるできない人を発見し支援につなげることの重要性や制度の活用が有効なケース等を具体的に周知啓発していくよう努めます。

中核機関は地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、市役所の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等）と連携し、パンフレット作成・配布の広報活動が地域において活発に行われるよう配慮します。

その際には、成年後見制度（任意後見、後見・保佐・補助）の早期利用も念頭に置いた活動となるよう留意します。

イ) 相談機能

中核機関は成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。市長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて弁護士会、司法書士会、社会福祉士会の支援を得て、成年後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制（必要な権利擁護に関する支援が図られる体制）に係る調整を行います。

その際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、地域包括支援センターや障害者相談支援事業者等とも連携し、後見類型だけではなく保佐・補助類型の利用の可能性も考慮します。

弁護士会・司法書士会・社会福祉士会との連携確保は、市町村区域を超えた広域対応についても検討します。

ウ) 成年後見制度利用促進機能

(a) 受任者調整等の支援

○後見人候補者の支援

後見人候補者へのアドバイス、専門職へのつなぎ、支援できる体制の調整を行います。

○家庭裁判所との連携

中核機関は、日頃から家庭裁判所と連携します。また、必要に応じて家庭裁判所にオブザーバーとして参加していただき、地域連携ネットワークを充実させていく中で見えてきた課題について意見交換を行います。

(b) 法人後見実施団体との協議

現在、本市において、法人後見※11を実施している団体はありません。後見期間が長期に及ぶ場合等は、組織として本人を支援できる法人後見が望ましいという意見があることから、ニーズや状況を研究、検討の上、必要に応じ社会福祉法人、社団法人、NPO法人の団体と法人後見の実施について協議を進めます。

(c) 市民後見人の育成・活用の検討

認知症高齢者や一人暮らし高齢者等が増加し、制度の利用が増えることにより、弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職後見人の不足が見込まれます。

こうした中、制度の知識を持ち、身近な地域で利用者を支えることができる市民後見人※12を確保していくことが重要となっています。今後、支援の担い手となる市民後見人の育成、活動体制について検討を進めます。

(d) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない方が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員※13による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であるといった特徴を有しています。

今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐、補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、中核機関と連携し成年後見制度へのスムーズな移行を検討します。

※11 法人後見：社会福祉法人や社団法人、NPO法人等が成年後見人等になることをいいます。(P26 参照)

※12 市民後見人：親族以外の市民による成年後見人等のことです。(P26 参照)

※13 生活支援員：高齢者や障害者が安心して生活を送れるようにサポートし、心身機能の維持と向上、社会参加や就労に向けた活動を支援する役割を果たします。

エ)成年後見人等支援機能

中核機関は成年後見人等の相談に応じるとともに、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者（例えば、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス・障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、市担当課）がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ります。

また、必要に応じて法律、福祉等の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得ながら、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、成年後見人等による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、成年後見人等を支援します。

オ)不正防止効果

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足や知識不足等によるケースが多く、こうした問題は、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制を整備し、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談を受けられる体制が整備されていけば、不正の発生を未然に防ぐことができるようになると期待されます。

⑤中核機関の設置・運営形態

ア)設置の区域

中核機関の設置の区域は、住民に身近な地域である市の区域とします。

イ)設置の主体

中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市の有する個人情報をもとに行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携及び調整をする必要性から、市が設置します。

ウ)運営の主体

中核機関が担う機能について適切な運営が可能となるよう、市の直営又は委託により行います。市が委託する場合の中核機関の運営主体は、業務の中立性、公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を適切に選定します。

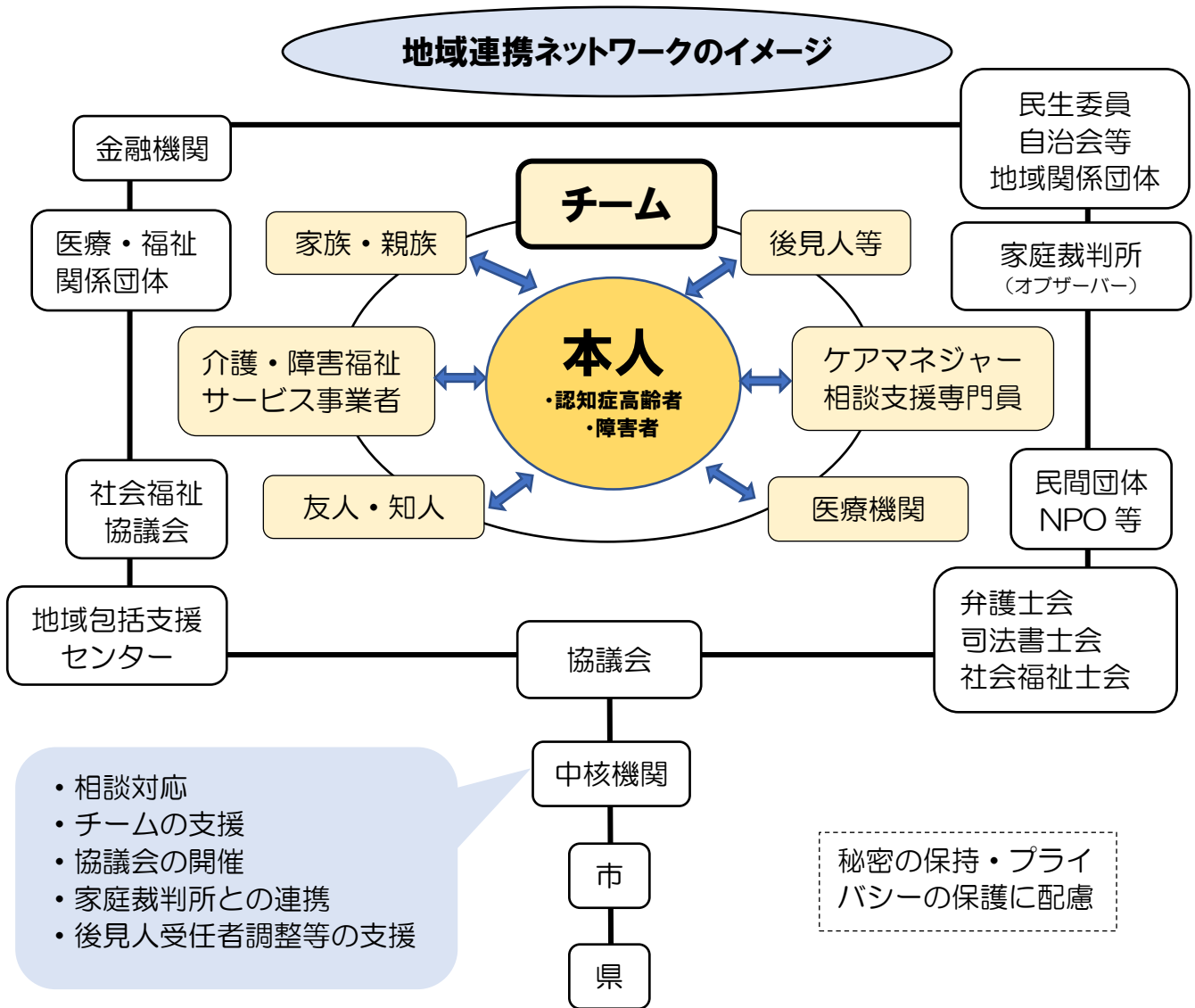
また、市の判断により、地域における取組実績等を踏まえ、一つの機関ではなく、複数の機関に役割を分担して委託を行うことも検討します。

7 成年後見制度利用支援事業の実施

「那須塩原市成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき、制度を利用したくても自ら申し立てることが困難な方や、身近に申し立てる親族がない等の理由により制度を利用できない方に対して、市長申立てによる支援及び費用の助成を行います。

また、後見人等の報酬に関する費用助成について、必要性やあり方の調査・研究を進め、実態に合った内容の見直しを行っていきます。

8 那須塩原市における成年後見制度利用促進に向けた体制整備



地域連携ネットワークの3つの役割

- ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

地域連携ネットワークの機能

- ア) 広報機能
- イ) 相談機能
- ウ) 成年後見制度利用促進機能
- エ) 成年後見人等支援機能
- オ) 不正防止効果

※チーム：本人に身近な家族・親族、福祉・医療・地域の関係者と成年後見人等がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

資料編

主な用語等解説

【成年後見制度】

認知症、知的障害、精神障害等により、物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利をまもる援護者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。成年後見制度には「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つがあります。

●任意後見制度

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。

これにより、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもとで本人を代理して契約等を行うことによって、本人の意思に従った適切な保護・支援を行うことが可能になります。

●法定後見制度

法定後見制度は、「後見」、「保佐」、「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度や本人の事情等に応じた制度を利用することができます。

法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約等の法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

【法定後見制度の概要】

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人・配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長等（注1）		
成年後見人等 （成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為		民法13条1項所定の行為 （注2） （注3） （注4）	申立ての範囲内での家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上 （注2） （注3） （注4）	同上 （注2） （注4）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」 （注1）	同左 （注1）

（注1）本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合は、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

（注2）民法第13条第1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築等の行為が挙げられています。

（注3）家庭裁判所の審判により、民法第13条第1項の所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

（注4）日用品の購入等の日常生活に関する行為は除かれます。

【法人後見】

社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人・保佐人・補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が十分でない方の保護、支援を行うことをいいます。

一般的に、法人後見では法人の職員が法人を代理して成年後見制度に基づく後見事務を行いますので、担当している職員がその事務を行えなくなっても、担当者の変更等により、後見事務を継続して行うことができるという利点があります。

【市民後見人】

親族以外の市民による成年後見人等のことで、弁護士等の専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約等について、本人を代理して行います。

弁護士や司法書士、社会福祉士の資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高く、成年後見に関する一定の知識、態度を身に付けた一般市民の中から家庭裁判所により成年後見人等として選任された方のことです。

【日常生活自立支援事業（あすてらす）】

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行うものです。

◎日常生活自立支援事業と成年後見制度の違い

日常生活自立支援事業	判断能力の低下が少力で、本人で判断できるが、その判断に不安がある場合に利用します。福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理に限定しています。
成年後見制度	財産管理や身上監護に関する契約等の法律行為全般を行います。日常的な金銭等の管理に留まらない全ての財産管理や福祉施設の入退所等の生活全般の支援（身上保護）に関する契約等の法律行為を援助することができます。

【成年後見制度利用支援事業】

成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申立ての支援や申立て費用、成年後見人等の報酬の助成等を実施し利用の支援を行います。

【地域ケア会議】

地域ケア会議は、介護保険法第115条の48で定義されており、地域包括支援センター又は市町村が主催し、設置・運営する「行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される会議」のことです。地域ケア会議は開催の目的・方法によって、「地域ケア個別会議（個別事例の課題検討）」と「地域ケア推進会議（地域に必要な取組を明らかにして施策を立案・提言）」の2つに分かれます。地域ケア会議には、①個別課題の解決、②地域包括支援ネットワークの構築、③地域課題の発見、④地域づくり資源開発、⑤政策の形成という5つの機能があります。

【地域包括支援センター】

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置されました。市町村は責任主体となります。職員として保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）等の専門職を配置しています。

【社会福祉協議会】

社会福祉協議会は、住民、ボランティア団体、民生委員児童委員、社会福祉施設や関係団体の社会福祉関係者、保健・医療・教育等の関係機関の参加・協力のもと福祉のまちづくりを目指したさまざまな活動を行っている民間組織です。

資料 2

○成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 基本方針（第十一条）
- 第三章 成年後見制度利用促進基本計画（第十二条）
- 第四章 成年後見制度利用促進会議（第十三条）
- 第五章 地方公共団体の講ずる措置（第十四条・第十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
- 二 保佐人及び保佐監督人
- 三 補助人及び補助監督人
- 四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年被後見人
- 二 被保佐人
- 三 被補助人
- 四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

（基本理念）

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳

にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

- 2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。
- 3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者の努力）

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 三 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。
- 七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。
- 八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。
- 九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用にお

いて成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成年後見制度の利用の促進に関する目標

二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 成年後見制度利用促進会議

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第五章 地方公共団体の講ずる措置

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

資料 3

那須塩原市地域包括ケア推進会議委員名簿

那須塩原市では、認知症高齢者や障害者等の権利擁護支援は、地域包括ケアシステムを構築する一つの施策であるとの観点から、那須塩原市地域包括ケア推進会議を主体として、本計画策定にあたっての審議を進めました。

敬称略

No.	区 分	団体・組織名	所属・役職	氏 名
1	第 1 号委員 学識経験者	国際医療福祉大学	医療福祉学部 准教授	大 石 剛 史
2	第 2 号委員 自治組織	那須塩原市自治会長連絡 協議会（西）	会長（西那須野地区 自治会長会 会長）	橋 本 秀 晴
3	第 3 号委員 高齢者組織団体	栃木県シニアサポーター	シニアサポーター	藤 田 一 郎
4	第 4 号委員 民生委員 児童委員	那須塩原市民生委員児童 委員協議会連合会（黒）	厚崎地区	佐 藤 由 紀 子
5		那須塩原市民生委員児童 委員協議会連合会（西）	西那須野南部地区	臼 井 静 枝
6		那須塩原市民生委員児童 委員協議会連合会（塩）	塩原地区 （地区会長）	渡 邊 千 恵 子
7	第 5 号委員 那須郡市医師会	那須郡市医師会	栃木県医師会 塩原温泉病院院長	森 山 俊 男
8	第 6 号委員 栃木リハビリ 3士会	合同地域包括ケア推進委 員会	菅間記念病院 理学療法士	高 橋 秀 介
9	第 7 号委員 介護サービス 事業者	介護サービス事業者の代 表者	特別養護老人ホーム 寿山荘施設長	渡 邊 学
10	第 8 号委員 社会福祉法人又は NPO法人	日本労働者協同組合連合 会ワーカー・ジョブ・セクター事業 団	北関東事業本部 事務局長	人 見 延 江
11	第 9 号委員 社会福祉協議会	那須塩原市社会福祉協議 会	事務局長	羽 金 英 彦
12	第 10 号委員 地域包括支援 センター	西那須野西部 地域包括支援センター	管理者	生 駒 慎 太 郎
13	第 11 号委員 権利擁護団体	一般社団法人栃木県社会 福祉士会	会員	児 玉 幸 弘
14	第 12 号委員 生活支援 コーディネーター	那須塩原市社会福祉協議 会	地域福祉課長 第 1 層コーディネ ーター	後 藤 千 恵
15	第 13 号委員 その他市長が必要 と認める者	那須塩原市商工会	青年部副部長 会計主幹	高 根 沢 大 地

事務局：保健福祉部高齢福祉課

那須塩原市成年後見制度利用促進基本計画

令和4年3月発行

発行 那須塩原市

編集 那須塩原市 保健福祉部 高齢福祉課



〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

☎0287(62)7327

市ホームページ <http://www.city.nasushiobara.lg.jp/>